

記者発表資料
令和3年3月15日
保健福祉部震災援護室仮設住宅調整第二班
担当：蛭名，田淵
電話：022-211-3435
hohuusk@pref.miyagi.lg.jp

令和元年東日本台風に係る応急仮設住宅の供与期間延長協議について

令和元年東日本台風に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について、市町が実施した被災者の住宅再建意向調査の結果や市町の意向を踏まえ、国と延長要件等の内容調整を行っていましたが、以下のとおり要件が整い、近日中に国への本協議書を提出することで事務手続きを進めています。

1 延長協議の対象者の要件

- 今後建設される災害公営住宅等への入居や、市町が造成・分譲する宅地への持家建設等、公共事業による自宅の再建先が決まっている方で、工期等の関係から2年の供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方
- 公共事業以外で、自宅（持家）の再建（再建先・再建時期）が決まっている方で、工期等の関係から2年の供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方
- その他、自宅の再建先が決まっている方で、応急仮設住宅入居者本人の責めによらず、供与期間の延長が適当とされる理由がある方

2 対象世帯数

区分	対象世帯数
丸森町	165
大郷町	24
大崎市	5
気仙沼市	1
涌谷町	1
計	196

※ 現時点の入居戸数（R3.3.1現在）

建設型応急住宅（プレハブ仮設住宅）	186戸	179世帯	392人
賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）	251戸	251世帯	637人
計	437戸	430世帯	1,029人

3 延長の供与期間

最長令和4年10月11日まで（発災日から3年となる前日まで）

4 供与期間延長に係る事務手続き

供与期間延長に伴う入居者への仮設住宅供与手続きは、国から同意が得られた後、協議対象者に対し市町を通じ（供与期間延長の可否）通知するとともに、再契約等の入居手続き等を行う。